

## 高等職業訓練促進給付金を ご利用ください

問 福祉課 こども係 ☎ 0952-75-6118



ひとり親家庭の母や父が、就職の際に有利な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成課程修了後に修了支援給付金を支給します。その他にも、受給対象者には貸付制度があります。

### ■支給額

|                     |          |
|---------------------|----------|
| ○高等職業訓練促進給付金(月額)    |          |
| 市民税非課税世帯            | 100,000円 |
| 市民税課税世帯             | 70,500円  |
| ※修学最終年度に40,000円加算あり |          |
| ○修了支援給付金            |          |
| 市民税非課税世帯            | 50,000円  |
| 市民税課税世帯             | 25,000円  |

⑧お知らせ

### ■支給期間

6か月以上の修業期間の全期間ただし、上限は4年です

### ■対象となる人

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の母や父で過去にこの促進給付金または同様の給付金を受けていない人

### ■対象となる資格

看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

### ■手続き

事前に福祉課への相談が必要です。



## 3月末・4月初めは土曜・日曜も開庁します！ ～転入転出などの届けができます～



問 市民課 窓口係 ☎ 0952-75-6116

平日に転入などの手続きができない人のために、3月末・4月初めの土曜・日曜は、転入・転出・転居の手続きを受け付けます。住所を異動する場合は必ず届出をしてください。

なお、多久市に転入する場合は、前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要です。

※マイナンバーカードを利用して転出地の市区町村窓口またはマイナポータルからオンラインで転出届をした場合は「転出証明書」は発行されません。また、転入・転居の手続きの際にマイナンバーカードの継続利用の手続きなどが必要ですので、カードと暗証番号を持参してください

■開庁日時 3月29日(土)、30日(日)、4月5日(土)、6日(日)  
※9時～12時

### ■取扱業務

- 転入・転出・転居手続き
- 国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続き

○マイナンバーカードの受け取り  
(事前予約が必要です)

### ■注意事項

- 必ず顔写真付きの本人確認書類(免許証など)を持参してください
- 本人および世帯主以外の方が手続きに来られる場合は「委任状」が必要な場合があります

### ■オンラインで転出届ができます

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインで転出の手続きができます。

オンラインで転出の手続きをしたあとは、転入先の市区町村窓口で転入の手続きをしてください(転出情報の反映に一定時間かかりますので、時間に余裕を持って手続きをしてください)。

※転出に伴う手続きで、後日多久市役所への来庁が必要な場合があります